

[事案 23-74] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 3 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

転換した際、募集人に不実の説明があったとして、転換契約を無効とし元の契約に戻してほしい旨の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 3 月に定期保険付終身保険に転換により加入した。平成 18 年 2 月に更新の案内が来たが、同保険については予定利率が高いことは認識していたため、継続の申し出をしたところ、主契約を含め現在（平成 18 年 2 月）の予定利率での継続しかできないとの不実の説明を受けたため、契約を転換させられたものであるため、転換契約を無効として元の契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の所在が明らかでないため、転換に至る経緯は明らかではないが、「転換後の契約には、転換時の被保険者の年齢・保険料率に基づいた保険料を適用するため、保険料の基礎となる保険料率等が、転換前契約と転換後契約で異なることがあり、転換後契約の予定利率が転換前契約の予定利率より低い場合、主契約等の保険料が高くなる可能性があること」については、「ご契約のしおりー定款・約款」「特に重要なお知らせ」等に記載されており、申立人は、このことを了解のうえ、本契約への転換を申し込んだものと考えられる。
- (2) 保険業法上、算出方法書に記載されている予定利率と異なる予定利率を適用することは許されない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容にもとづき審理を行い、募集人の事情等を勘案し保険会社に対し和解の斡旋を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。